

# 資料 2

## 売買参考統計値制度の見直し及び社債の取引情報の報告・発表制度の創設について

平成 26 年 3 月 24 日

### 1. 社債懇報告書での提言

平成 24 年 7 月に公表された「社債市場の活性化に向けた取組み」（社債懇報告書）において、社債の売買参考統計値の信頼性の向上に向けて、必要な措置の検討を行い、取組みを進めることが提言された。

また、同報告書において、社債の取引情報の公表事務、社債の取引状況の分析及び売買参考統計値の信頼性の向上等に活用するため、証券会社に対し社債の取引情報の報告を求めること、及び、証券会社から報告があった社債の取引情報のうち一定の社債の取引情報の公表を行うことが提言された。

### 2. ワーキングでの検討及び検討を踏まえた規則改正等

本協会においては、公社債分科会の下部機関である「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」において、これらの提言の実施に向け、必要な措置等の検討を行った。

具体的には、売買参考統計値の見直しについては、平成 25 年 3 月から 9 月まで 8 回の会合を開催し検討を行い、同年 9 月に報告書「社債市場活性化のための公社債店頭売買参考統計値の見直しについて」を作成、公表した。その後、同報告書で示された見直し案に係る規定を整備するため、平成 25 年 12 月 17 日、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」及び同規則に関する細則の一部改正並びに「売買参考統計値に関する取扱いについて」の制定を行った。

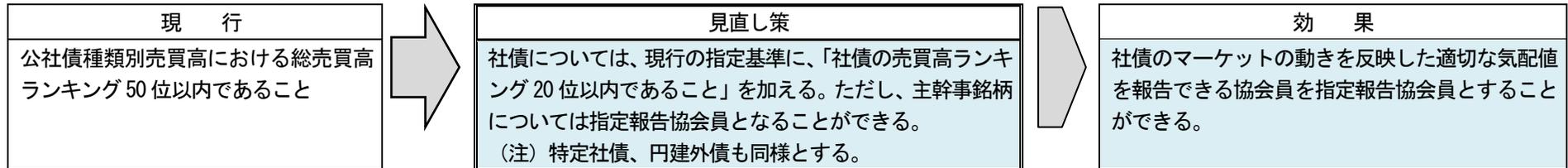
また、社債の取引情報の報告・発表制度については、平成 25 年 9 月から平成 26 年 1 月まで 9 回の会合を開催し検討を行い、社債の取引情報の報告・発表に係る規定を整備するための規則改正案等を取りまとめた。その後、ワーキングにおいて取りまとめた結果に基づき、平成 26 年 3 月 18 日、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」、同規則に関する細則及び「社債の取引に関する報告要領」の一部改正並びに「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の制定を行った。

### 3. 売買参考統計値制度の見直し及び社債の取引情報の報告・発表制度の概要

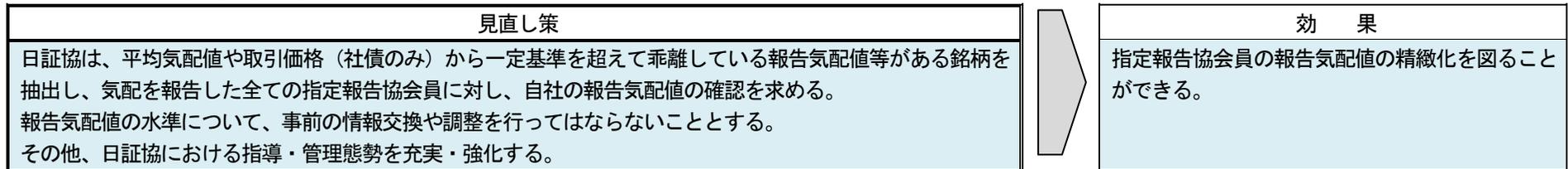
売買参考統計値制度の見直し及び社債の取引情報の報告・発表制度の概要は、別紙 1 及び 2 のとおりである。

売買参考統計値制度の見直しの概要

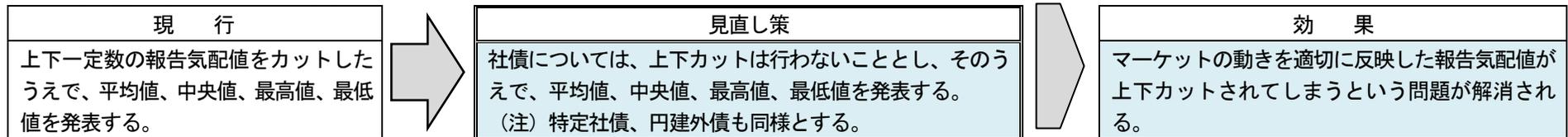
1. 指定報告協会の指定基準の厳格化



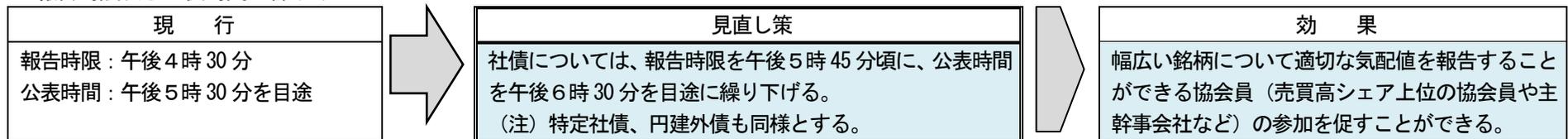
2. 日証協における指導・管理態勢の充実・強化



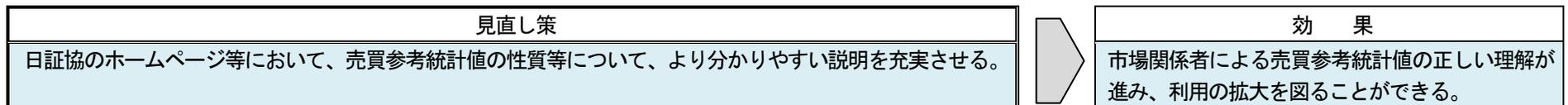
3. 売買参考統計値の決定方法の見直し



4. 報告時限及び公表時間の繰下げ



5. 公社債店頭売買参考統計値に対する理解の促進



# 参考

## 売買参考統計値制度の見直しの具体的内容

項目	内容
1. 指定報告協会の指定基準の厳格化	<p>(1) 指定報告協会の参入基準及び維持基準に、現行の「公社債種類別売買高における総売買高ランキング 50 位以内に位置していること」に加え、「社債等（社債、特定社債及び円貨建外債をいう。以下同じ。）の気配の報告を行う指定報告協会にあっては、社債等の売買高ランキング 20 位以内に位置していること」を追加する。また、社債等の売買高ランキングを満たしていない場合であっても、自社が主幹事となっている社債等については気配の報告を行うことができることとする。</p> <p>(2) 特別会員が指定報告協会として気配報告ができる有価証券の範囲を、登録金融機関業務として売買を行うことができるものとする。</p>
2. 事前の情報交換・調整の禁止	<p>(1) 指定報告協会は、本協会に報告する気配の水準について他の指定報告協会との間で事前の情報交換又は調整を行うなど気配の適正性及び公正性を損なう行為をしてはならないこととする。</p> <p>(2) 上記(1) に違反して、気配の適正性及び公正性を損なう行為をした協会員について、本協会は当該協会員の指定を取り消す等の措置を講ずることができることとする。</p>
3. 協会における指導・管理の充実	<p>(1) 日々の報告気配値のチェック</p> <p>本協会は、以下の①～③のいずれかに該当する銘柄を抽出し、当該銘柄の気配値報告を行っている全ての指定報告協会員に対し、該当事実を連絡したうえで、自社の報告気配値が適正なものとなっているかを確認するよう求める。</p> <p>① 指定報告協会員の報告気配値の平均値から一定基準を超えて乖離している報告気配値がある銘柄</p> <p>② 取引価格から一定基準を超えて乖離している報告気配値がある銘柄（社債の取引情報の報告が行われる銘柄に限る。）</p> <p>③ 売買参考統計値に係る意見等受付窓口、市場実勢に合った報告が行われていない可能性がある旨の情報が寄せられた銘柄、その他の報告気配値の適正化に資する情報が寄せられた銘柄のうち本協会が必要と認めたもの</p> <p>(2) 指定報告協会員の報告態勢のチェック</p> <p>本協会は、指定報告協会員において市場実勢に合った報告気配値の見直しが適正に行われていない状況が継続していないか等、指定報告協会員における報告態勢に問題が生じていないかについてチェックするものとする。</p> <p>(3) 適正な気配の報告を怠った指定報告協会員に対する措置</p> <p>「(1) 日々の報告気配値チェック」及び「(2) 指定報告協会員の報告態勢のチェック」により、本協会が指導を行っても改善が認めら</p>

項 目	内 容
	れない等、指定報告協会員として不相当である状況が認められる場合、本協会は、必要に応じ、当該指定報告協会員の指定を取り消す等の措置を講じる。
4. 決定方法の見直し	社債等以外は、報告気配値を上下カットしたうえで平均値、中央値、最高値、最低値を発表する（現行どおり）。社債等は、報告気配値を上下カットせず、全ての報告気配値により平均値、中央値、最高値、最低値を発表する。
5. 報告時限・発表時間の繰下げ	(1) 指定報告協会員による気配の報告時限について、社債等以外のものは当日の午後4時30分（現行どおり）とし、社債等は当日の午後5時45分とする。 (2) 売買参考統計値の発表時間について、社債等以外は当日の午後5時30分（現行どおり）を目途とし、社債等は当日の午後6時30分を目途とする。
6. 意見等受付窓口の設置	本協会は、報告気配値の適正化に資する情報の収集を行うことを目的として専用の電子メール窓口を設け、広く市場参加者等から売買参考統計値に関する意見を受け付ける。
7. ガイドラインの統合・新設	売買参考統計値について複数存在しているガイドラインを一つに統合した「売買参考統計値に関するガイドライン」を制定する。

#### 4. 規則改正等の施行時期

売買参考統計値制度の見直し及び社債の取引情報の報告・発表制度は、本協会が別に定める日から同時に規則改正等を施行する。本協会が別に定める日は、平成 27 年秋以降遅くとも平成 28 年初を目途とし、協会員及び市場関係者の準備期間等を勘案して決定する。

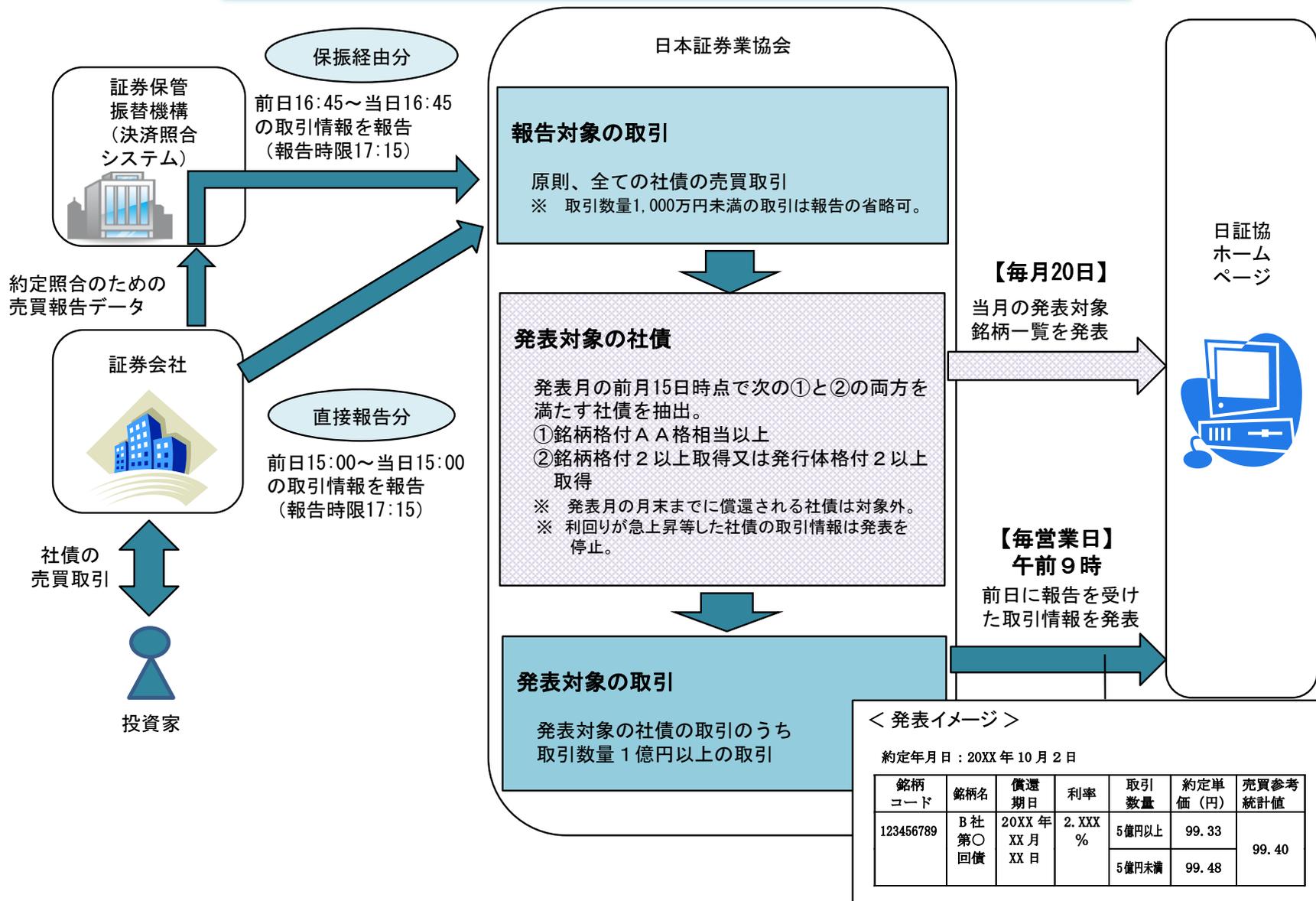
なお、売買参考統計値制度の見直しのうち、気配水準等の事前の情報交換・調整の禁止に係る改正は、平成 26 年 1 月 1 日から施行している。

※ 報告書「社債市場活性化のための公社債店頭売買参考統計値の見直しについて」及び規則改正案等についてはパブリック・コメントを募集した。パブリック・コメントの結果、報告書の全文及び規則改正後の新旧対照表等については、本協会ホームページを参照 (<http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/kekka/index.html>)。

- ① 報告書「社債市場活性化のための公社債店頭売買参考統計値制度の見直しについて」：平成 25 年 9 月 3 日～9 月 17 日
- ② 公社債店頭売買参考統計値制度の見直しに係る規則改正等：平成 25 年 11 月 1 日～11 月 18 日
- ③ 社債の取引情報の報告・発表に係る規則改正等：平成 26 年 2 月 13 日～2 月 28 日

以 上

社債の取引情報の報告・発表制度の概要



社債の取引情報の報告・発表制度の具体的内容

I. 社債の取引情報の報告制度の概要

項 目	内 容
1. 報告の目的・利用方法	<p>社債の取引情報の報告の目的及び利用方法は、次のとおりである。</p> <p>① 社債の取引情報の発表            会員から報告を受けた社債の取引のうち社債の取引情報の発表基準を満たすものについて取引情報の発表を行う。</p> <p>② 社債の取引状況の分析            社債の取引情報の発表が社債市場に与える影響等に関し検証等を行うため、報告を受けた社債の取引の状況について分析を行う。</p> <p>③ 売買参考統計値における報告気配値とのチェック            社債の売買参考統計値の算出に際し、報告を受けた取引価格から一定基準を超えて乖離している報告気配値がある銘柄について、日々の報告気配値のチェック及び指定報告協会の報告態勢のチェックを行う。</p> <p>④ 本協会の業務運営のため必要とされる社債市場の分析・検証            本協会の業務運営のために必要とされる社債市場の検証等を行うため、報告を受けた社債の取引の状況について分析を行う。</p>
2. 報告対象の社債	<p>(1) 報告対象の社債            金商法第2条第1項第5号に規定する社債券（同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（同項各号に掲げる権利を除く。）を含む。）であって、①及び②の要件を満たすものとする。</p> <p>① 募集又は売出しが行われたものであること</p> <p>② 国内で発行されたものであって、払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨であること</p> <p>(2) 報告対象から除外する社債            (1)の要件を満たす社債であっても、次に掲げるものは報告対象から除外する。</p> <p>① 社債、株式等の振替に関する法律に規定する短期社債</p> <p>② 保険業法に規定する短期社債</p> <p>③ 新株予約権付社債</p> <p>④ 年度毎に財務省が発表する「財投機関債の発行予定」に掲げる機関が当該年度に発行するもの</p>

項目	内容
3. 報告対象の取引	<p>売買取引（現先取引を除く。）とする。</p> <p>ただし、日本銀行の社債買入は報告対象の取引には含まない。</p>
4. 報告を省略することができる取引	<p>取引数量が額面 1,000 万円未満の取引については、報告を省略することができる。</p>
5. 報告義務者	<p>報告対象の社債の取引を行った会員が報告を行う。</p> <p>ただし、保振の決済照合システムを利用して約定照合を行う取引については、会員は決済照合システムに約定照合のための情報を送信することにより報告を行ったものとみなされる。このため、決済照合システムを利用して約定照合を行う取引については、実際には、会員が本協会に報告を行うことはなく、本協会は、保振から社債の取引の情報を受領することとする。</p>
6. 報告事項	<p>① I S I Nコード</p> <p>② 約定年月日</p> <p>③ 決済年月日</p> <p>④ 約定単価</p> <p>⑤ 取引数量（額面金額ベース）</p> <p>⑥ 報告を行った会員を特定するためのコード</p>
7. 報告時限・報告方法	<p>(1) 保振の決済照合システムを利用して約定照合を行う取引</p> <p>① 会員が約定照合のための情報を保振の決済照合システムに送信したことをもって報告をしたものとみなす。</p> <p>② 本協会は、保振の決済照合システムに前営業日午後 4 時 45 分から当日午後 4 時 45 分までに送信された売買報告データを当日午後 5 時 15 分までに保振から受領する。</p> <p>(2) 上記(1)に掲げる取引以外の取引（会員による直接報告）</p> <p>① 会員は、前営業日午後 3 時から当日午後 3 時までにシステムにおいて処理（又は承認）されたものについて、毎営業日、当日午後 5 時 15 分までに本協会に協会 W A N の双方向機能により報告する。</p> <p>② 取引数量が額面 1 億円未満の取引については、本協会に届け出ることにより、毎営業日の報告に代えて、1 か月間に約定し</p>

項 目	内 容
	<p>た取引について、当該月の翌月 20 日までに本協会に報告することができるものとする。</p> <p>③ 報告対象期間中に報告対象の取引がなかった場合、報告は不要とする。</p>
8. その他	<p>本協会は、社債の取引情報の発表の実施後、社債の流動性に与える影響等について定期的に（少なくとも 1 年に一度）検証を行い、必要に応じて発表制度について見直しの検討を行うこととしていることから、当該見直しに合せて、必要に応じて、報告制度の見直しを行うこととする。</p>

## Ⅱ. 社債の取引情報の発表制度の具体的内容

項 目	内 容	備 考
1. 発表対象の社債及び取引	(1) 発表対象の社債 ① 当該社債の銘柄格付がA A格相当以上であること ② 当該社債の銘柄格付を二以上取得していること、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得していること (2) 発表対象の取引 取引数量が額面1億円以上の取引であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)は、①及び②の両方を満たす必要がある。</li> <li>・「A A格相当以上」とは、信用格付業者の一以上からA A格相当以上の格付(非依頼格付を除く。)を取得していることをいう。</li> <li>・「銘柄格付」及び「発行体格付」とは、いずれも信用格付業者から取得した格付(非依頼格付を除く。)をいう。</li> </ul>
2. 発表事項	① 約定年月日 ② 銘柄コード ③ 銘柄名 ④ 償還期日 ⑤ 利率 ⑥ 取引数量(額面金額ベース) ⑦ 約定単価 ⑧ 売買参考統計値(平均値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・⑥取引数量(額面ベース)は、「5億円以上」、「5億円未満」の別を公表する。</li> </ul>
3. 発表時間、発表方法	原則として、毎営業日、午前9時を目途に、本協会ホームページにより発表する。[参考2]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ形式はCSV、EXCEL、PDFの3種類とする。</li> </ul>
4. 当日分として発表する取引	当日の前営業日に会員から直接報告を受けた取引及び保振から受領した取引を、当日分として発表する。[参考3]	
5. 発表対象銘柄の更新	発表対象銘柄の更新は月次で行い、当月の発表対象銘柄の一覧を前月20日に発表する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前月15日までに発行された銘柄について、前月15日時点の情報に基づき発表対象銘柄の更</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
	<p>前月 20 日に発表した発表対象銘柄の取引情報は、当月第一営業日から発表する。</p>	<p>新を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当月中に償還される銘柄は、当月の発表対象銘柄から除外する。</li> </ul>
<p>6. 発表停止</p>	<p>(1) 発表停止基準</p> <p>「当該社債の連続する 2 営業日の売買参考統計値の差額」と「参照国債の当該 2 営業日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上となった場合、当該社債の取引情報の発表を停止する。</p> <p>(2) 申請に基づく発表停止</p> <p>本協会は、発表停止基準に該当しないものの発表停止が真に必要なと認められる社債について、会員による発表停止の申請に基づく審査を経て、発表停止の決定を行うことができるものとする。</p> <p>発表停止を行う場合には、発表停止の決定の旨及びその理由等について、本協会ホームページ及び協会 W A N により発表する。</p> <p>(3) 発表停止の時期</p> <p>取引情報を発表中の社債については、発表停止基準に該当した日又は発表停止の決定を行った日の翌営業日から取引情報の発表を停止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発表停止基準の算定式 <math display="block">(A - B) - (a - b) \geq X</math> <p>A : 当該社債の当日の売参値  B : 当該社債の前営業日の売参値  a : 参照国債の当日の売参値  b : 参照国債の前営業日の売参値  X : 一定の数値</p> </li> <li>・「売買参考統計値(売参値)」は、複利利回りの平均値とする。</li> <li>・「参照国債」は、原則として当該社債に最も償還日が近い国債とする。</li> <li>・本協会の審査に基づく決定及びその理由については、発表停止の認否にかかわらず公社債分科会に事後報告する。</li> <li>・本協会は、発表停止の審査事項の例示等について取りまとめた資料を作成・公表する。[参考 4]</li> <li>・新たに発表対象銘柄となる社債については、予定していた発表月からの取引情報の発表を停止する。</li> </ul>
<p>7. 発表停止の解除</p>	<p>取引情報の発表を停止した社債は、発表停止日の属する月の翌々月の第一営業日から、発表停止を解除し発表を再開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発表停止の解除の算定式 <math display="block">(C - B) - (c - b) \geq Y</math> </li> </ul>

項 目	内 容	備 考
	<p>ただし、「当該社債の発表再開予定月の更新判定日の売買参考統計値と停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値の差額」と「参照国債の発表再開予定月の更新判定日の売買参考統計値と停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上である場合は、発表停止を継続し発表は再開しない。</p>	<p>B：当該社債の停止基準該当日の前営業日の売参値  C：当該社債の発表再開予定月の更新判定日の売参値  b：参照国債の停止基準該当日の前営業日の売参値  c：参照国債の発表再開予定月の更新判定日の売参値  Y：一定の数値</p>
8. 発表中止	<p>(1) 発表中止基準  発表基準のうち、「当該社債の銘柄格付がA A格相当以上であること」を満たさなくなった社債は、取引情報の発表を中止する。</p> <p>(2) 発表中止の時期及び発表方法  取引情報を発表中の社債については、発表中止基準に該当したことを午後6時30分までに本協会が確認した社債について、当該確認日の翌営業日から取引情報の発表を中止する。</p>	<p>・新たに発表対象銘柄となる社債については、予定していた発表月からの取引情報の発表を中止する。</p>
9. 流動性に与える影響等の検証	<p>本協会は、社債の取引情報の発表の実施後、社債の流動性に与える影響等について定期的に（少なくとも1年に一度）検証を行い、必要に応じて発表制度について見直しの検討を行う。</p>	

以 上

## 報告方法等のまとめ

## 1. 保振の決済照合システムを利用して約定照合を行う取引

	報告対象の全取引
報告方法	毎営業日、報告 (会員が保振の決済照合システムに送信したことをもって報告したものとみなされるので、会員から協会への直接報告は不要)

## 2. 上記以外の取引（会員による直接報告）

	取引額面 1 億円以上	取引額面 1 億円未満	取引額面 1,000 万円未満
原則 (毎営業日報告)	毎営業日、報告		
例外① (月次報告)	例外①（月次報告）の適用なし (毎営業日、報告)	協会への届出により、月次の報告可能	
例外② (報告の省略)	例外②（報告の省略）の適用なし (報告の省略不可)		報告の省略可能

【参考2】

社債の取引情報の発表形式（イメージ）

○20XX年10月3日発表分

約定年月日：20XX年10月1日

銘柄 コード	銘柄名	償還期日	利率	取引数量 (額面金額ベース)	約定単価(円)	【参考】売買参考統 計値(平均値)*
987654321	A社 第○回債	20XX年 XX月XX日	1. XXX%	5億円以上	99.65	99.63
				5億円未満	99.75	

\*売買参考統計値(平均値)は、本協会が指定する協会員から、当日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値(売り気配と買い気配の仲値)の平均値である。

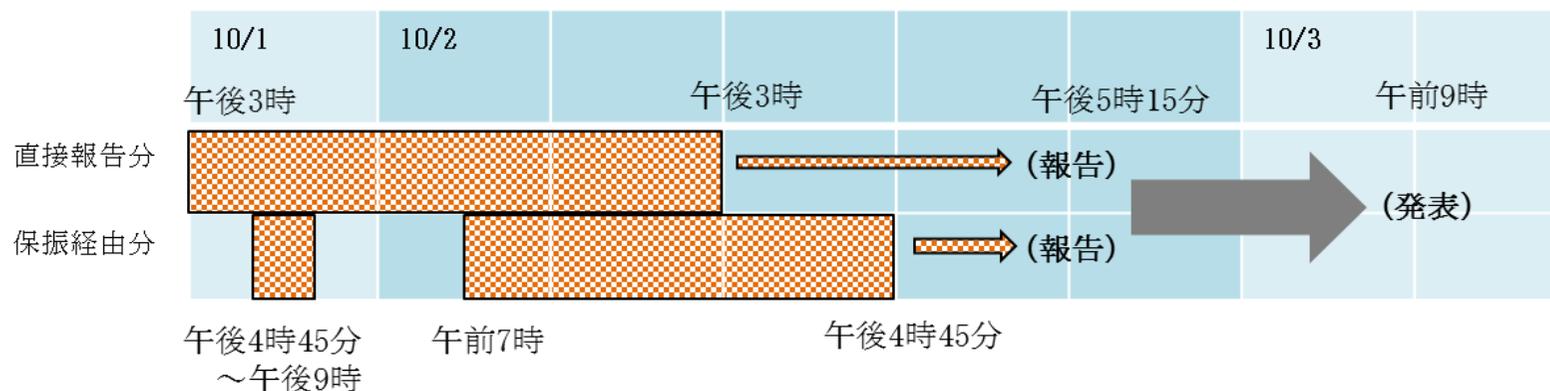
約定年月日：20XX年10月2日

銘柄 コード	銘柄名	償還期日	利率	取引数量 (額面金額ベース)	約定単価(円)	【参考】売買参考統 計値(平均値)*
123456789	B社 第○回債	20XX年 XX月XX日	2. XXX%	5億円以上	99.33	99.40
					99.28	
				5億円未満	99.48	
					99.48	

\*売買参考統計値(平均値)は、本協会が指定する協会員から、当日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値(売り気配と買い気配の仲値)の平均値である。

## 当日分として発表する取引（具体例）

○20XX年10月3日発表分



① 本協会は、10月2日の午後5時15分までに、直接報告分については会員から<sup>(注1)</sup>、保振経由分については保振から<sup>(注2)</sup>、それぞれ当日の社債の取引の情報を受領する。

(注1) 直接報告分の当日の社債の取引とは、10月1日の午後3時から10月2日の午後3時までにシステムにおいて処理（又は承認）された取引をいう。

(注2) 保振経由分の当日の社債の取引とは、10月1日の午後4時45分から10月2日の午後4時45分までに、会員が約定照合のための情報（決済照合システムにおける売買報告データ）を保振の決済照合システムに送信した取引をいう。なお、上図は決済照合システムの稼働時間を考慮した時間となっている。

② 10月2日の午後5時15分までに報告のあった取引（直接報告分及び保振経由分）の情報を10月3日の午前9時に発表する。

③ 10月2日に約定した取引のうち、当日報告分以外（直接報告分は10月2日午後3時以降にシステムにおいて処理（又は承認）された取引、保振経由分は10月2日午後4時45分から午後9時までに決済照合システムに送信された取引）は、10月3日の報告分となり、10月4日の午前9時に発表する。

## 本協会における社債の取引情報の発表停止に係る審査について（案）

「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の「8. 発表停止の取扱い（3）申請に基づく発表停止」における本協会の発表停止の審査に当たっては、例えば、次のような事項を審査することが考えられる。

審査事項	審査内容
① 同一発行体の社債の状況	例えば、同一発行体の社債が発表停止基準に該当しているか否か。
② 参照国債以外の国債の売買参考統計値での計算	例えば、参照国債以外の国債（当該社債と償還日が近いもの）の売買参考統計値で計算すると発表停止基準に該当するか否か。
③ 売買参考統計値以外の評価価格等の状況（特に売買参考統計値が発表されていない社債）	例えば、売買参考統計値以外で、情報ベンダー又はその他の機関が公表している評価価格等がある場合には、当該評価価格等で計算すると発表停止基準に該当するか否か。
④ 取引価格の状況	例えば、当該社債の売買参考統計値に代えて取引価格で計算すると発表停止基準に該当するか否か。
⑤ 複数日の売買参考統計値の状況	例えば、連続する複数日の初日と最終日の当該社債の売買参考統計値と参照国債の売買参考統計値で計算すると、発表停止基準に該当するか否か。
⑥ 当該社債の売買参考統計値と格付マトリクスの利回りの乖離の状況	例えば、当該社債の売買参考統計値が格付マトリクスのAA格の利回りを大きく超えているか否か。
⑦ 複数の審査事項の状況	例えば、上記①から⑥の複数の審査事項において、審査内容に示す状況に該当しているか否か。

（注1）上表の審査事項はあくまでも例示であり、他の事項について審査のうえ、発表停止を決定することもあり得る。

（注2）上表の審査事項によると発表停止基準に該当することは、本協会の審査において重要な判断要素になると考えられるが、上表の審査事項によると発表停止基準に該当することをもって、直ちに発表停止の決定を行うものではない。したがって、上表の審査事項によると発表停止基準に該当する場合であっても、当該社債の状況等を総合的に考慮し、発表停止の決定を行わない場合もあり得る。

以上